

**緊急
開催！**

▲ 年明け 1 月から始める ▼

賃貸管理会社のための 消費増税への実務対応策

当協会は下記要領で「消費増税」対策実務セミナーを開催します。増税に伴い平成 26 年 4 月 1 日以降、必要な措置について、賃貸住宅管理会社における実務対応策を分かり易く解説します。この機会に是非ご聴講下さい。

【チェック☑】消費増税、貴社はしっかり対応できますか？

- 平成 25 年 10 月 1 日以降に契約更新があった場合、経過措置（旧税率）は適用される？
- 賃料改定を賃借人に事前通知し、賃料の入金があれば、改定に承諾したものとみなされる？
- オーナー向け賃料改定の通知書に、「管理委託料」を税率引上げ対象として記載している？
- 過去の駐車場利用料「遅滞分」を平成 26 年 4 月以降に集金した場合の適用税率は 5%？ 8%？
- 工事費の税率制定基準は、契約締結日？ 引渡し日？ 請求日？



ひとつでもチェックが入らなかった方

このセミナーでズバッと解決！ 徹底的に解説します！

さらに、
参加者
特典付き！

— 講師のご紹介 —

木村 浩之 氏（弁護士、淀屋橋・山上合同所属）
国税庁に 5 年間勤務し法人課税・租税争訟・国際税務
の実務を担当。その後、弁護士法人淀屋橋・山上合同において、
コーポレートガバナンス・相続等の業務に従事。

★当日限定で差し上げます★

- 特典 1 増税対象が一目でわかる！
賃貸管理用 課税・非課税 判定表
- 特典 2 これであんしん！
入居者 & オーナー別消費税改定通知書

日時：平成 26 年 1 月 28 日（火） 9:30～11:00（受付 9:00 開始）

会場：メトロポリタン盛岡 ウイング館（盛岡市盛岡駅前北通 2-27） TEL019-625-1211

（詳細：<http://www.metro-morioka.co.jp/newwing/index.html>）

会費：無料 ※1 社 2 名様まで申込可

定員：100 名（申込先着順）

問合せ先：電話 [022-213-8686](tel:022-213-8686) または yasu@ise-i.net

参加希望者は下記を FAX にてご返送願います。締切：1 月 10 日 FAX **0182-38-8061**

■ 1/28(火) “消費増税”対策実務セミナー申込書 ■

会社名： _____ 電話番号： _____ 参加人数： _____ 名

①氏名： _____ ②氏名： _____ ③氏名： _____